

行政書士無料相談会のお知らせ

- ▼事前予約不要です。
- ▼日時 令和5年1月8日(日) 午後1時～3時
- ▼場所 龍ヶ崎市商工会 2階
- ▼相談内容 相続、遺言、農地転用、入国管理各種許可申請手続ほか
- ▼相談員 龍ヶ崎市・利根町・河内町在住の行政書士数名
- ▼問い合わせ先 土井 ☎080・8717・2226

無料法律相談のお知らせ

- ▼日時 令和5年1月10日(火) 午前9時～午後1時
- ▼相談内容 借金問題、離婚、相続・贈与の問題、土地(借地)・建物のトラブル、境界争い、夫婦・親子など家庭内の問題、近隣とのトラブル、セクハラ、DV問題、交通事故などでお困りの方の相談
- ▼相談受付件数 12件まで(1人20分程度)
- ▼申し込み 相談日前日までの電話予約とします。ただし、当日空きがある場合は、当日でも受け付けいたします。
- ▼問い合わせ先 福祉課 社会福祉係 ☎68・2211(内線121・132)

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第11回特別弔慰金の申請を受け付けています

特別弔慰金の趣旨
今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

- ▼支給対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。
- ①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- ④前記の①から③以外の戦没者等の3親等内の親族(甥、姪など)
- ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りません。
- ▼支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

ひとり親家庭の小学校新入学児童へ入学祝品を贈呈します

茨城県母子寡婦福祉連合会から、令和5年4月に小学校に入学するひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)のお子さんに、入学祝品(学用品)を贈呈します。該当児童のいるひとり親家庭で祝品を希望される保護者の方は、左記のとおり子育て支援課へ申請してください。

- ▼申請事項 ①住所②児童氏名・生年月日③保護者氏名④連絡先
- ▼申請締切日 令和5年1月6日(金)
- ▼申請先 子育て支援課 子ども福祉係 ☎68・2211(内線144)
- ▼問い合わせ先 茨城県母子寡婦福祉連合会 ☎029・221・7505

令和5・6年度龍ヶ崎地方衛生組合競争入札参加資格審査申請受付

令和5年5月1日から令和7年4月30日までに、龍ヶ崎地方衛生組合が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品購入および役務提供その他に係る競争入札参加資格審査申請の受付が始まります。

詳細は、当組合公式ホームページ「事業者の方」内「入札参加申請」から「令和5・6年度競争入札参加資格審査申請の手引」をご覧ください。

- ▼受付期間 令和5年2月1日(水)～2月28日(火)

▼請求期限 令和5年3月31日(金)
※請求期限を過ぎると、第11回特別弔慰金を受け取ることができなくなりますのでご注意ください。

▼問い合わせ先 福祉課 高齢介護係 ☎68・2211(内線124)

その他

令和5年度償却資産の申告について

●償却資産とは 事業に使用する資産(構築物、機械装置、器具、備品など)のことで、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象です。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在で所有する資産の申告が法律により義務付けられています。

前年中の資産増減が無い場合にも、申告は必ず行ってください。

●申告書について 町で把握をしている事業者の皆さまについては、12月の中旬頃に申告に関する書類を送付いたします。

町内に償却資産を所有している事業所で書類が届かない場合には、税務課資産税係までお知らせください。

●申告期限 令和5年1月31日(火)

▼問い合わせ先 税務課 資産税係 ☎68・2211 (内線206・207・208)

▼申請方法 原則、書留郵便による郵送(受付期間内の消印有効)

▼申請・問い合わせ先 龍ヶ崎地方衛生組合施設課 〒301・0801 龍ヶ崎市板橋町字安台542番地1 ☎0297・64・1144 <https://ryugasaki-sei.ec-net.jp/>

稲敷広域消防本部からのお知らせ ヒートショックを予防しよう!

急激な温度変化がもたらす身体への影響を、ヒートショックといえます。部屋の移動や入浴に伴う室温と浴槽のお湯の温度差により、血圧が大きく変動し、意識消失や脳卒中、心筋梗塞への危険が高まります。冬場に多く見られ、高齢者は特に注意が必要です。

●予防策

- ・入浴前に浴室や脱衣所を事前に温めておく
- ・お湯の温度を41℃以下に設定する
- ・飲酒後・食事直後・深夜の入浴は控える
- ・入浴前にご家族や周りの人に声をかける
- ・このような予防策をしっかり守り、ヒートショックを予防しましょう。



▼問い合わせ先 稲敷広域消防本部 救急課 ☎0297・64・3846 <https://www.inashiki-kouiki.jp/>

野焼きやごみの焼却は禁止です!

「ごみを燃やしていて臭いがひどい」「煙がひどく洗濯物が干せない」など、ごみの野外焼却、いわゆる「野焼き」に関する苦情が、季節を問わず多く寄せられます。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で家庭ごみの野焼きは禁止されていますので、分別して町のごみ集積所に出すようお願いいたします。

次のような例外の場合もあります。ただし、風向き・風速・時間帯・一度に焼却する量など十分に配慮し、周辺の迷惑にならないように注意して、苦情が出た場合はただちに野焼き行為を中止してください。

【野焼き禁止の例外】

- ①風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・正月の「しめ縄」「門松」などを焚く行事など
- ②農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ・焼き畑、畔の草および下枝の焼却、農地における害虫駆除の焼却など
- ③焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
- ・落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤーなど

※その他、公共事業や災害に伴う応急時の焼却なども例外として認められています。

▼問い合わせ先 生活環境課 廃棄物対策係 ☎68・2211(内線234)

COFFEEHOUSE

とと

スペシャルティコーヒーをサイフォン 2杯立てゆったりとした空間で飲む店

〒300-1604 利根町横須賀 804-1 <http://www.coffeetomtom.com/>

困りごとお任せください

一般社団法人

利根町シルバー人材センター

☎ 0297-68-7896

会員募集中